

板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付要綱

(令和5年10月31日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区内に所在する私立幼稚園（東京都板橋区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和4年板橋区条例第17号）第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園を含む。以下「私立幼稚園」という。）が、多様な他者との関わりの機会の創出事業実施要綱（令和5年3月30日福保子第4943号。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業に対して、その経費の一部を補助することにより、保育所、幼稚園、認定こども園等（以下「保育所等」という。）を利用していない未就園児が、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等の健やかな成長を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 関係機関 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、同法第12条の6に規定する保健所、同法第44条の2に規定する児童家庭支援センター又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に規定する福祉に関する事務所をいう。

(2) 要支援児童等 次のいずれかに該当する児童をいう。

ア 実施要綱第3の2に規定する要支援家庭の児童等

イ 関係機関が家庭での育児が困難であると推定する児童であつて、継続的な見守りのため、関係機関と私立幼稚園との間で定期的な情報共有等を要する者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、実施要綱で使用する用語の例による。

(対象児童)

第3条 次条に規定する補助事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、保育所等に通っていない、又は在籍していない0歳児から2歳児までの乳幼児とする。

(補助事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱に基づき、私立幼稚園が、対象児童に対し実施する以下の事業とする。

(1) 定期的な預かり

ア 一定程度継続的（月を単位として複数月）な預かりの実施

イ 対象児童の集団における子供の育ちに着目した支援計画の作成及び日々の保育の状況の記録

ウ 対象児童を養育する保護者に対する定期的な面談等及び子育てに関する助言等の実施

(2) 要支援児童等の預かり

ア 要支援児童等に対する定期的な預かりの実施

イ 関係機関との連携の下、情報共有や定期的な打合せに基づいた支援計画を作成し、関係機関との協働対応による相談支援を行う等、適切な支援の実施

ウ 対象児童を養育する保護者に対する定期的な面談等及び子育てに関する助言等の実施

(補助要件)

第5条 私立幼稚園の設置者又は園長（以下「設置者等」という。）は、事業を実施し、運営に要する費用の一部について補助を受けようとする場合には、次に定める要件を満たさなければならない。

(1) 設備基準

私立幼稚園で実施する場合は、東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第507号）4(1)で規定する一般型一時預かり事業の規定に準じて実施すること。ただし、東京都幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金による幼稚園型一時預かり事業）運営費等補助金交付要綱（平成28年1月19日付27生私振第1162号）第4の3に規定する幼稚園型Ⅱ一時預かり事業を実施する私立幼稚園は、幼稚園Ⅱ型一時預かり事業の規定に準じて実施すること。

(2) 人員基準

対象児童の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）の6割（保育従事者が2名の場合は1名）以上は、保育士又は看護師（助産師及び保健師を含む。）（以下「保育士等」という。）の資格を有する者であること。

(利用者負担)

第6条 私立幼稚園は、補助事業の実施に必要な経費の一部を利用者負担とすることができる。ただし、利用者負担上限額を、原則として、日額制の場合は1日（8時間まで）当たり2,200円、月額制の場合は1月（1日8時間及び1月160時間まで）当たり44,000円とする。
2 前項に規定する時間を超えて預かりを実施する場合、当該超える預かり時間1時間当たり275円を上限として利用者負担とすることができる。

(届出)

第7条 設置者等は、補助事業を実施しようとするときは、別記第1号様式により、あらかじめ区長に届け出なければならない。
2 設置者等は、前項の規定により届け出た事業の内容を変更するときは別記第2号様式により、事業を休止するときは別記第3号様式により、事業を廃止するときは別記第4号様式により区長に届け出なければならない。

(補助対象経費)

第8条 この補助金の対象となる経費は、補助事業を実施するための経費のうち、別表に定める経費とする。

(補助金交付額)

第9条 この補助金の交付額は、別表に定める補助基準額と補助対象経費として私立幼稚園が支出した額から寄附金その他収入額を差し引いた額とを比較していずれか少ない額とし、予算の範囲

内で交付するものとする。

2 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第10条 この補助金の交付申請は、別に定める期日までに別記第5号様式に関係書類を添えて、設置者等が区長に対して行うものとする。

(交付決定及び通知)

第11条 区長は、前条の申請書を受領したときは、関係書類を審査したうえで、補助金を交付すべきか否か決定するものとする。

2 区長は、補助金の交付を決定したときは、別記第6号様式により、交付しないことを決定したときは、その理由を付した通知書により、設置者に通知するものとする。

(変更交付申請及び変更交付決定)

第12条 前条の規定により補助金の交付決定をした後、事業状況に変更が生じたときは、設置者等は別記第7号様式に必要な書類を添えて、直ちに区長へ変更交付申請するものとする。

2 区長は、前項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、変更交付を決定したときは、別記第8号様式により、また交付しないことを決定したときは、その理由を付した通知書により、当該設置者等に通知するものとする。

(実施状況報告)

第13条 補助金の交付を受ける設置者等は毎月、別記第9号様式に必要な書類を添えて、区が指定する日までに、事業の実施状況を区長に報告しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第14条 この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、区長は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容を変更するものとする。

(実績報告)

第15条 設置者等は、補助事業が完了したときは、別に定める期日までに、別記第10号様式に関係書類を添えて、補助事業の実績を区長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 区長は、前条の規定による実績報告の審査その他必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第11号様式により、設置者等に通知するものとする。

(交付請求)

第17条 前条の規定により、補助金の額の確定の通知を受けた設置者等は、別記第12号様式により、区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(決定の取消し)

第18条 区長は、設置者等が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他の法令に基づく命令に違反したとき。
- (3) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 前項の規定は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第19条 区長は、第14条又は前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第20条 設置者等は、第18条第1項第1号及び第2号の規定により補助金の交付の決定が取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 設置者等は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項の場合において、区長は、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第21条 設置者等が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その設置者等に対して、ほかの同種の事務又は事業について、交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺することができる。

(財産処分の制限及び財産の管理)

第22条 設置者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件」(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)に定める期間を経過するまでは、区長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

2 区長は、前項の承認を受けて財産を処分することにより設置者等に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に返納させることができる。

3 設置者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額)

第23条 設置者等は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに別記第13号様式により区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることができる。

(調査)

第24条 区長は、補助金に関し必要と認めるときは、補助金の交付を受けた設置者等に対し報告を求め、又は実地に調査を行うものとする。

(関係書類の保管)

第25条 補助金の交付の決定を受けた設置者等は、補助金及び補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを補助事業の完了した年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)によるものとする。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年10月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第8条関係）

補助基準額	補助対象経費
<p>1 定期的な預かり 第3条第1号に規定する事業を実施する場合 7,844,000円（1か所当たり年額）</p>	<p>事業実施に必要な経費</p>
<p>2 要支援児童等の預かり 第3条第2号に規定する事業を実施する場合 742,000円（1か所当たり年額）</p>	<p>事業実施に必要な経費</p>
<p>3 開設準備等経費 新たに事業を開始する場合及び利用児童数の増加等によって施設の改修が必要となる場合 4,000,000円（1か所当たり年額）</p>	<p>事業実施に必要な改修費、備品購入経費等 ※補助金交付年度中に支払われたものに限る。</p>

別記第1号様式(第7条関係)

板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業実施届

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

幼 稚 園 名		
所 在 地		
設 置 者 等	住 所	
	名 称	
	代 表 者 氏 名	

板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

事 業 の 種 類	多様な他者との関わりの機会の創出事業費
事 業 の 内 容	
職員の定数及び職務内容	職員数 名 (常勤 名 非常勤 名) (職務の内容を確認できる書類を添付)
主な職員の氏名及び経歴	(書類を添付)
施 設 の 名 称	
施 設 の 種 類	
施 設 の 所 在 地	
利 用 定 員	人
実 施 時 間	時 分から 時 分まで
利 用 料	
面 積 及 び 構 造	施設の面積 m ²
	保育室 m ² [1人当たり m ²]
	乳児室又はほふく室 m ² [1人当たり m ²]
	その他 m ²
	建物の構造 造 階建 (設置図及び平面図を添付)
設 備	遊具 ()
	その他 ()
事業開始予定年月日	

備考

- 「事業の内容」欄には、実施する多様な他者との関わりの機会の創出事業の概略を記載の上、収支予算書及び事業計画書を添付してください。ただし、インターネットを利用して当該書類の内容を確認できるURLを記載する場合には、書類の添付は必要ありません。
- 「主な職員の氏名及び経歴」については、氏名及び生年月日、常勤・非常勤の別、資格の有無その他の経歴を確認できる書類を添付してください。

板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業内容変更届

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者等	住所	
	名称	
	代表者氏名	

年 月 日付けで実施の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により届け出ます。

施設の名 称		
施設の所在地		
変更する事項 (該当する事項に レ点を付けてくだ さい。)	<input type="checkbox"/> 設置者等の住所及び氏名	<input type="checkbox"/> 施設の所在地
	<input type="checkbox"/> 事業の種類及び内容	<input type="checkbox"/> 利用定員
	<input type="checkbox"/> 職員の定数及び職務内容	<input type="checkbox"/> 実施時間
	<input type="checkbox"/> 主な職員の氏名及び経歴	<input type="checkbox"/> 利用料
	<input type="checkbox"/> 施設の名称	<input type="checkbox"/> 面積及び構造
	<input type="checkbox"/> 施設の種類	<input type="checkbox"/> 設備
変更内容 (「変更する 事項」に応じ 記載してくだ さい。)	変更前	
	変更後	
変更の理由		
事業変更年月日		

備考

- 「事業の種類及び内容」の変更の場合は、多様な他者との関わりの機会の創出事業の概略を記載の上、収支予算書及び事業計画書を添付してください。ただし、インターネットを利用して当該書類の内容を確認できるURLを記載する場合には、書類の添付は必要ありません。
- 「職員の定数及び職務内容」の変更の場合は、職務の内容を確認できる書類を添付してください。
- 「主な職員の氏名及び経歴」の変更の場合は、氏名及び生年月日、常勤・非常勤の別、資格の有無その他の経歴を確認できる書類を添付してください。
- 「面積及び構造」の変更の場合は、設置図及び平面図を添付してください。
- 「条例、定款その他の基本約款」の変更の場合は、書類を添付してください。

板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業休止届

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

幼 稚 園 名		
所 在 地		
設 置 者 等	住 所	
	名 称	
	代 表 者 氏 名	

年 月 日付けで実施の届出を行った事業について、次のとおり休止するので、板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、届け出ます。

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
事 業 休 止 年 月 日	
休 止 理 由	
現に便宜を受けている乳幼児に対する措置及び従事職員の処遇について	
事 業 休 止 予 定 期 間	

板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業廃止届

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

幼 稚 園 名		
所 在 地		
設 置 者 等	住 所	
	名 称	
	代 表 者 名	

年 月 日付けで実施の届出を行った事業について、次のとおり廃止するので、板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
事 業 廃 止 年 月 日	
廃 止 理 由	
現に便宜を受けている乳幼児に対する措置及び従事職員の処遇について	

第5号様式（第10条関係）

板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付申請書
（ 年度）

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者等	住所	
	名称	
	代表者氏名	

板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付要綱第10条の規定により、板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 添付書類 別紙年間計画書のとおり

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの
機会の創出事業費補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額

円

2 補助条件

- (1) 板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) 園児の利用状況の減少等の理由により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するものとする。

第7号様式（第12条関係）

板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金
変更交付申請書（ 年度）

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者等	住所	
	名称	
	代表者 氏名	

板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付要綱第
12条第1項の規定により、 年 月 日付 第 号による交付決定額を変更
して、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類 別紙年間計画書のとおり

第8号様式（第12条関係）

年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金
変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった板橋区私立幼稚園における多様な他者との
関わりの機会の創出事業費補助金について、下記のとおり変更交付決定したので通知しま
す。

記

1 交付決定額

円

2 補助条件

- (1) 板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交
付要綱の規定を遵守すること。
- (2) 園児の利用状況の減少等の理由により補助対象経費が変更された場合における
補助金の額については、別に通知するものとする。

第9号様式（第13条関係）

板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業実施状況報告書

年 月

年

月

日

（宛先）東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者等	住所	
	法人名称	
	代表者職氏名	

板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業を下記のとおり実施したので報告する。

記

1 利用状況

【定期的な預かり事業】

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
学年別利用実人数（区内）	人	人	人	0人
学年別利用実人数（区外）	人	人	人	0人

延べ利用人数		
要支援児童等（区内）		延 人
内訳	利用者負担軽減対象者	延 人

【学務課記入欄】

延べ利用人数（区内）※		延 人
内訳	生活保護世帯	
	住民税非課税世帯	
	年収360万未満相当世帯	
保育実施日		日

2 多様な他者との関わりの創出事業従事職員について

・別紙職員名簿のとおり

3 多様な他者との関わりの創出事業利用児童について

・別紙利用児童名簿のとおり

板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業実績報告書
(年度)

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

幼 稚 園 名		
所 在 地		
設 置 者 等	住 所	
	法 人 名 称	
	代 表 者 職 氏 名	

年度板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付要綱第15条の規定により、板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金に係る事業実績について、下記のとおり報告します。

記

1 交付申請した補助金の額 _____円

2 年間実績に基づく補助金の額 _____円

(内訳) 1. 定期的な預かり _____円

2. 要支援児童等の預かり _____円

3. 開設準備等経費 _____円

3 多様な他者との関わりの機会の創出事業の実績

(1) 年間延べ利用人数

【定期的な預かり】※要支援児童等を除く

延 _____人

【要支援児童等の預かり】

延 _____人

(2) 年間保育実施日

_____日

(3) 添付書類

当事業に係る収支について（別紙）

第11号様式（第16条関係）

年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費
補助金確定通知書（ 年度）

年 月 日付け板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業
実績報告書に基づき、板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業
費補助金の額を下記のとおり確定したため、通知します。

記

1 補助金確定額 _____ 円

補助金交付決定金額	円
補助金確定額	円

第12号様式（第17条関係）

板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付請求書

金額	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円
----	----	----	----	---	---	---	---	---	---

ただし、年 月 日付け 第 号により交付額が確定された 年度板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金として、上記金額を請求する。

(宛先) 東京都板橋区長

年 月 日

幼稚園名		
所在地		
設置者等	住所	
	名称	
	代表者氏名	

板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(宛先) 東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者等	住所	
	名称	
	代表者氏名	

年 月 日付け 第 号で交付額の確定があった板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金確定額

金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(要補助金返還相当額)

金 _____ 円

3 添付資料

上記2の金額の積算内訳等参考となる書類